

熊本地震 被害認定調査業務を経験して



4月14日21時26分ごろに発生したマグニチュード6.5・最大震度7の前震、同月16日1時25分ごろ発生したマグニチュード7.3・最大震度7の本震と2度の大きな地震に見舞われた熊本県へ7月22日～29日の短期派遣により調査業務に従事しました。

派遣先は熊本県嘉島町で住宅の被害認定調査ということで、その中でも第2次調査として被災家屋の外観目視調査及び内部立入調査に従事しました。



多くの家屋が被災 益城町にて

被害認定は、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定することで、この調査結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が発行されます。「被害の程度」は国で基準が定められ、住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体を占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を「全壊」「大規模半壊」「半壊」及び「半壊には至らない（一部損壊）」に区分して認定します。1班5人で内部と外部にわかれ、内部は壁、床、天井、柱の損傷程度を目視等により調査し、外部は振り子や巻尺などを使ったり目視により損傷状況の調査を行い、調査結果は損害割合を算出し、点数化して判定するという流れでした。



被害の程度によって「罹災証明書」が発行されますが、この「証明書」により被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援策を受けられることとなるため、大変重要な調査でした。



被災家屋の調査業務 嘉島町にて

今回は、1週間という期間ではありましたが、被災者と話をする機会もありました。被災者の体験談から食べ物・水の不足や、寝る場所の確保などの話を聞くことができました。建物自体が無事でも家財が散乱し、寝食をすることができず、また怖い思いから、自宅より避難所や車の中が安心できるとして多くの方がすぐには自宅に戻らなかったようです。



被災地では多くの道路が隆起したり、崩落して通行止めとなっています。

先日10月21日にも鳥取県で震度6弱の大きな地震が発生しました。

地震は「必ず来る」と意識していただき、「自分の命は自分で守る」ことを考えて、各自・各家庭で防災に取り組んでいただきたいと思います。

（総務課 井原 司）